

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市一般廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱の制定について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

3 制定の趣旨

一般廃棄物（家庭ごみや事業所から出る産業廃棄物以外のごみ）は、市にその処理責任があり、市が直接又は委託により処理（廃棄物の処分及び収集運搬をいいます。以下同じ。）することが原則です。ただし、市による処理が困難な場合は、市から一般廃棄物処理の許可を受けた事業者（以下「許可業者」といいます。）に処理させることができるものとされています。

現状では、本市で発生した一般廃棄物の処分については、主に市の清掃工場（沼上・西ヶ谷清掃工場）で、また、処分施設までの収集運搬については、市（直接処理又は委託）及び既存の収集運搬業の許可業者により対応しており、本市では、これまで事業者に対する新たな一般廃棄物処理の許可を行わない方針としてきました。

しかし、市の清掃工場での処理方法は焼却・溶融処分（熱回収、溶融スラグ生成）に限られており、再生利用（リサイクル）が可能な市の施設がないため、本市が循環型社会の形成やカーボンニュートラルを推進するためには、一般廃棄物のリサイクル施設の整備が求められる状況にあります。

そこで、令和5年度から一般廃棄物処理に係る許可の取扱いを見直し、循環型社会形成の観点から、その処理後物が有効利用（活用）されることが確実であると認められる場合には、必要に応じて事業者に対する一般廃棄物処理の許可を行っていくこととしました。

今回策定する要綱は、この見直しを踏まえ、一般廃棄物を処理するための施設の設置等に際し、市が行政指導として事業者の方に遵守していただきたい事項を規定するものです。

主な内容は、一般廃棄物を処理するための施設は騒音や悪臭など周辺地域の生活環境に及ぼす影響が懸念される施設であることから、その立地や構造に関する基準を定めるとともに、住民説明会の開催や協定の締結など、周辺住民との相互理解を図るための手続を定めることで、周辺住民とのトラブルを予防し、円滑かつ適正な施設の設置及び運営を図ろうとするものです。

この要綱案について、ぜひ皆様のご意見をお寄せください。

4 規則等の案の内容

(1) 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」といいます。)に基づき一般廃棄物処理施設等の設置等を行う者に対し、法に定めるもののほか、一般廃棄物処理施設等の立地及び構造に関する基準並びに事前手続の実施等に関し必要な指導を行うことにより、生活環境の保全及び一般廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的とします。

(2) 用語の定義

ア 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいいます。

イ 一般廃棄物処理施設等 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(し尿処理施設及び市が設置する施設を除く。)及び法第7条第6項の許可を受けて行う事業の用に供する施設(一般廃棄物処理施設を除く。以下「処分業の用に供する施設」といいます。)をいいます。※資料1参照

ウ 一般廃棄物処理施設等の設置等 次に掲げる事項をいいます。

(ア) 一般廃棄物処理施設等の設置(現に一般廃棄物処理施設等に該当しない施設が新たに一般廃棄物処理施設等に該当することとなる場合を含みます。)

(イ) 一般廃棄物処理施設等の処理能力(最終処分場の場合は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)の10%以上の変更であって、生活環境に及ぼす影響が増加するもの

(ウ) 一般廃棄物処理施設等において処理する一般廃棄物の種類の追加

(エ) 一般廃棄物処理施設等の設備若しくは構造の変更又は位置の変更であって、生活環境に及ぼす影響が増加するもの

エ 中間処理施設 一般廃棄物処理施設等のうち、一般廃棄物の中間処理(破碎などの埋立以外の処分)を行う施設をいいます。

オ 最終処分場 一般廃棄物処理施設等のうち、一般廃棄物の埋立処分を行う施設をいいます。

カ 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)をいいます。

(3) 立地及び構造に関する基準

一般廃棄物処理施設等の設置及び変更をしようとする者は、一般廃棄物処理施設等の立地に関する基準資料2及び一般廃棄物処理施設等の構造に関する基準資料3を遵守するものとします。

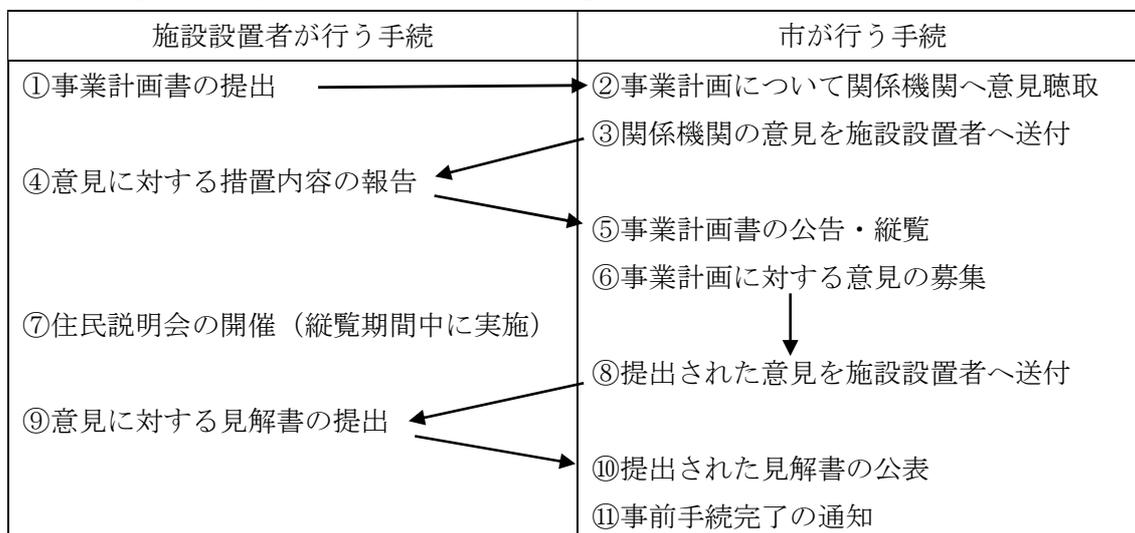
(4) 環境調査の実施

一般廃棄物処理施設等の設置等を行う者(以下「施設設置者」といいます。)は、その計画、跡地利用の計画等の基礎資料を得るため、環境調査指針資料4に定めるところにより環境調査を実施するものとします。

(5) 事前手続の実施

ア 事前手続の全体像 (資料5参照)

事前手続は、法の定める許可申請等の手続の前に、施設設置者に対し、事業計画書の提出や住民説明会の開催等を求めるもので、全体の流れは次の図のとおりです。



イ 事前手続の内容

① 事業計画書の提出

施設設置者は、事業計画書を市長に提出するものとします。事業計画書の記載事項及び添付書類は、資料6のとおりとします。

② 事業計画について関係機関へ意見聴取

市長は、事業計画書の提出があったときは、必要に応じてその写しを関係機関(関係法令を所管する課等)に送付し、事業計画書の内容について意見を聴くものとします。

③ 関係機関の意見を施設設置者へ送付

市長は、関係機関から聴取した意見を取りまとめ、施設設置者に対し送付するものとします。なお、市長も、事業計画書の内容について必要な意見を述べるができることとします。

④ 意見に対する措置内容の報告

意見の送付を受けた施設設置者は、意見に対する措置の内容を市長に報告するものとします。

⑤ 事業計画書の公告・縦覧

④までの手続が完了した後、市長は、事業計画書を1か月間縦覧するものとします。

⑥ 事業計画に対する意見の募集

事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、縦覧期間

後2週間を経過する日までの間に、意見書を市長に提出することができるものとします。

⑦ 住民説明会の開催

施設設置者は、⑤の縦覧の期間内に、一般廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域の住民に対し、事業計画書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」といいます。）を開催するものとします。説明会の開催対象となる地域（以下「関係地域」といいます。）及び住民（以下「関係住民」といいます。）は、**資料7**のとおりとします。

説明会は、原則として、関係地域内において開催するものとします。ただし、関係地域内に適当な場所がない場合は、関係地域以外の場所で開催できるものとします。

施設設置者は、できる限り参加者の参集の便を考慮して説明会の開催日時及び場所を定めるものとし、説明会開催の1週間前までに、新聞紙への掲載等により、開催日時、場所及び**資料6**1（1）から（4）までに定める事項を公表するものとします。

公表後に、天災、交通の途絶その他の施設設置者の責めに帰することができない理由により説明会を開催することができない場合は、速やかに、その旨を市長に届け出るとともに、市長が適当と認める方法により事業計画書の記載事項を関係住民に周知するものとします。

施設設置者は、説明会において、事業計画書の内容を平易に記載した書類及び図面を配付の上、事業計画書の内容を十分に説明し、参加者の質問に誠実に答えるよう努めるものとします。

施設設置者は、説明会の公表前には説明会開催計画書を、説明会の開催後には説明会開催報告書を市長に提出するものとします。

⑧ 提出された意見を設置者へ送付

市長は、意見書の提出があったときは、その意見を取りまとめ、施設設置者に送付します。

⑨ 意見に対する見解書の提出

施設設置者は、⑧の意見の送付を受けたときは、意見の概要及び施設設置者の見解を記載した書面（以下「見解書」といいます。）を市長に提出します。

⑩ 提出された見解書の公表

市長は、見解書の提出があったときは、静岡市のホームページへの掲載その他の適切な方法により見解書を公表します。

⑪ 事前手続完了の通知

市長が見解書を公表したとき又は⑥の意見書の提出がなかったときは、市長は、施設設置者に対し、事前手続完了通知書を交付します。

なお、施設設置者は、**資料 8**に定める終了時期までに、⑦及び⑨の手続を完了するものとしします。

ウ 事前手続を要しない場合

次のいずれかに該当するときは、事前手続は要しないものとしします。

- (ア) 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が、法第9条の3の3第1項の規定により一般廃棄物処理施設を設置するとき。
- (イ) 既存の産業廃棄物処理施設を、法第15条の2の5の規定により一般廃棄物処理施設として使用するとき。
- (ウ) 省令第2条の3第10号の規定により環境大臣又は市長の指定を受けた者が、災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために一般廃棄物処理施設等の設置をするとき。
- (エ) 過去に事前手続に相当する手続を実施している場合であって、市長が事前手続を要しないものと認めるとき。
- (オ) そのほか市長が特に認めるとき。

エ 事業計画の変更又は廃止

(ア) 事業計画に変更が生じた場合

事業計画書の提出後にその記載事項に変更が生じた場合は、施設設置者は、あらかじめ事業計画書記載事項変更書及び**資料 6**の添付書類のうちその変更に関係するものを市長に提出するものとしします。

(イ) 事業計画を廃止した場合

事業計画書の提出後にその事業の計画を廃止したときは、施設設置者は、速やかに事業計画書廃止書を市長に提出するものとしします。これを受けた市長は、速やかに、その旨を公告するとともに、関係機関に通知するものとしします。

オ 勧告

市長は、施設設置者が事前手続に関する規定を遵守していないと認めるときは、この要綱に規定する必要な措置をとることを勧告できるものとしします。

(6) 協定の締結

一般廃棄物処理施設等の設置をし、又は設置をしようとする者は、関係住民から一般廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応ずるよう努めるものとしします。

(7) その他

ア この要綱の規定により市長に提出する書面（添付書類及び図面を含みます。）の提出部数は、事業計画書又は事業計画書記載事項変更書は正本1部及び副本7部と、その他の場合は正本1部としします。ただし、市長が必要と認めるときは、この提出部数を変更することができるものとしします。

イ この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるも

のとします。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和5年11月頃

「一般廃棄物処理施設等」の定義

		施設の処理能力	
		5 t/日 未満 (焼却施設の場合は、 処理能力200kg未満/時間 or 火格子面積2㎡未満)	5 t/日 以上 (焼却施設の場合は、 処理能力200kg以上/時間 or 火格子面積2㎡以上)
施設 の 使 用 目 的	一般廃棄物の処分業 に使う施設	処分業の用に 供する施設	一般廃棄物処理施設 (法第8条)
	一般廃棄物の排出事業者が 自ら処分するために使う施設		

— 一般廃棄物処理施設等

※最終処分場は、全て「一般廃棄物処理施設」に該当

一般廃棄物処理施設等の立地に関する基準

1 立地環境

(1) 生活環境に関する事項

ア 大気汚染、騒音、悪臭若しくは振動又は河川、水路、地下水等の汚染による生活環境への影響のおそれがないこと。

イ 地すべり、土砂くずれ等の災害を発生させるおそれがないこと（最終処分場の場合に限る。）。

(2) 施設距離の確保に関する事項（法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の場合を除く。）

ア 学校、図書館等の教育・文化施設又は病院、老人ホーム等の医療・福祉施設の敷地境界からの距離が、おおむね100メートル以上あること。

イ 住宅、店舗等の敷地境界からの距離がおおむね50メートル以上あること（最終処分場の場合に限る。）。

(3) 地域、区域等の制限に関する基準

ア 中間処理施設にあつては、次の地域、区域等を原則として含まないこと。

(ア) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する特別地域及び普通地域

(イ) 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）に規定する特別地域及び普通地域

(ウ) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域

(エ) 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）に規定する特別地区及び普通地区

(オ) 静岡市景観条例（平成20年静岡市条例第18号）に規定する景観計画重点地区

イ 最終処分場にあつては、次の地域、区域等を原則として含まないこと。

(ア) 第3号アに掲げる地域、区域等

(イ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する特別保護地区

(ウ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(エ) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域

(オ) 砂防法（明治30年法律第29号）に規定する砂防指定地

(カ) 森林法（昭和26年法律第249号）に規定する保安林

(キ) 海岸法（昭和31年法律第101号）に規定する海岸保全区域

2 立地要件

- (1) 予定地の使用権原を有すること。
- (2) 予定地に係る関係法令又は要綱その他の行政指導による規制を受ける場合は、これらの法令等による手続をとること。

一般廃棄物処理施設等の構造に関する基準

1 中間処理施設

(1) 共通基準

ア 囲い等

(ア) 施設の周囲には、人がみだりに施設内に立ち入るのを防止することができる囲いを設けること。

(イ) 出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる門扉を設けること。

(ウ) 囲い及び門扉は、容易に転倒せず、又は破壊されない材質及び構造とすること。

イ 表示等

出入口付近の見やすい場所に、次の様式により、一般廃棄物の中間処理施設である旨を表示する立札その他の設備を設けること。

100cm	一般廃棄物の中間処理施設			
	廃棄物の種類			
	中間処理の方法			
	管理者名		連絡先	()
	50cm	50cm	25cm	200cm

(注) 1 表示は、下地を白色とし、文字を黒色とすること。

2 材質は、耐水性のもので、強度が十分あること。

ウ 緩衝地帯

原則として、敷地境界から1メートル以上の距離を確保した緩衝地帯を設け、緑化に努めること。

エ 搬入道路

(ア) 搬入車両の通行に支障のないよう十分な幅員を確保すること。

(イ) 必要に応じて、砂利の敷込み又は舗装を行うこと。

(ウ) 公道への取付けに当たっては、道路管理者と協議すること。

オ 消火設備

可燃性の一般廃棄物を取り扱う場合は、消火器、貯水槽、散水器その他の適切な消火設備を設けること。

カ 洗車設備

必要に応じて、運搬車両の洗車設備を設けること。

キ 駐車設備

車両の通行及び一般廃棄物処理に支障が生じないように、必要に応じて運搬車両の駐車設備を設けること。

ク 雨水等の流入防止

施設内に外部の雨水等が流入するのを防止することができる開きよその他の設備を設けること。

ケ 管理事務所

施設の維持管理を行うため、必要に応じて施設内に管理事務所を設置すること。

コ アからケまでに掲げる事項のほか、省令第4条第1項第1号から第6号まで及び第15号に定めるところによること。

(2) 個別基準

ア 焼却施設

(ア) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に定めるばい煙発生施設に該当する場合は、煙突等に測定口を設け、必要に応じて同法に基づく排出基準以下とするための適切なばい煙処理設備を設けること。

(イ) (ア) に掲げる事項のほか、省令第4条第1項第7号又は第8号に定める基準によること。

イ 破砕施設

(ア) 騒音規制法、振動規制法又は静岡県生活環境の保全等に関する条例の特定施設に該当する場合は、必要に応じてこれらの法令に基づく基準値以下とするための適切な騒音・振動防止設備を設けること。

(イ) (ア) に掲げる事項のほか、省令第4条第1項第11号に定める基準によること。

ウ ばいじん又は焼却灰の処理施設、高速堆肥化処理施設、ごみ運搬用パイプライン施設、選別施設及び固形燃料化施設

それぞれ省令第4条第1項第9号、第10号及び第12号から第14号までに定める基準によること。

2 最終処分場

静岡市産業廃棄物最終処分場の構造等に関する指導基準のうち、管理型最終処分場に適用される規定を準用する。

環境調査指針

1 環境調査

- (1) 調査方法 既存の資料により調査を行い、必要に応じて現地調査を実施すること。
- (2) 調査地域 計画地及びその周辺地域（計画地の敷地境界から、おおむね500メートル以内の地域をいう。以下同じ。）について調査すること。

(3) 調査項目

ア 計画地

- (ア) 平たん地、傾斜地、沢状地等の地形の状況
- (イ) 土地の使用現況
- (ウ) 赤道、青線等の国・公有地の状況
- (エ) 地質の分布状況（最終処分場の場合に限る。）
- (オ) 湧水の状況（最終処分場の場合に限る。）

イ 周辺地域

- (ア) 土地の使用状況
- (イ) 人家の分布、戸数等の状況
- (ウ) 学校、病院等の公共施設の分布状況
- (エ) 使用予定道路の位置、構造等の状況
- (オ) 河川、地下水等の状況（最終処分場の場合に限る。）
- (カ) 井水の使用状況（最終処分場の場合に限る。）

ウ 計画地及び周辺地域

- (ア) 関係法令、条例、要綱等による規制の状況
- (イ) 地すべり、土砂くずれ等の過去の災害発生状況（最終処分場の場合に限る。）

2 実施計画の検討

施設設置者は、1の規定による環境調査の結果に基づき、一般廃棄物処理施設等の設置等が環境に与える影響等を考慮して、当該設置等の実施計画、跡地利用計画等を検討するものとします。

3 環境保全対策の検討

施設設置者は、1及び2の規定による環境調査及び検討の結果、必要があると認めるときは、公害の防止、自然環境の保全等のための対策を検討するものとします。

一般廃棄物処理施設等の事前手続の概要

1 対象施設

- ① 法（※1）第8条の許可が必要な一般廃棄物処理施設（※2）
（※1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下同じ。）
（※2） 1日当たりの処理能力が5t以上（焼却施設の場合は200kg/h以上又は火格子面積2㎡以上）
- ② 法第8条の許可は不要な一般廃棄物処分量の用に供する施設

2 事前手続の対象となる場合

- ・ 対象施設を設置するとき
- ・ 既存施設が対象施設に該当するものになるとき
- ・ 対象施設の処理能力が10%以上増加するとき
- ・ 対象施設において処理する一般廃棄物の種類が増加するとき
- ・ 対象施設の設備、構造又は位置を変更するとき（生活環境への影響が増加する場合）

3 事前手続の流れ

事業計画書の提出

事業者は、法に基づく許可申請等に先立って事業計画書を市に提出



事業計画書の縦覧

市は、必要な手続後、事業計画書を1か月間縦覧



住民説明会の開催

事業者は、縦覧期間内に設置予定地の周辺住民等に対して説明会を開催



意見書の提出

生活環境保全上の見地から意見を有する者からの意見書の提出（縦覧期間+2週間の間に提出）



見解書の提出

事業者は、意見書に対する見解書を市に提出

4 市による勧告

事業者が事前手続に関する規定を遵守していないときは、市は、事業者に対し勧告できる。

5 協定の締結

事業者は、周辺住民等から協定の締結を求められたときは、誠実に対応するよう努める。

事業計画書の記載事項及び添付書類

1 事業計画書の記載事項

- (1) 処理施設設置予定者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 一般廃棄物処理施設等の種類
- (3) 一般廃棄物処理施設等において処理する一般廃棄物の種類
- (4) 一般廃棄物処理施設等の設置場所
- (5) 一般廃棄物処理施設等の処理能力
- (6) 生活環境の保全のための措置
- (7) 一般廃棄物処理施設等の設置等の予定地の面積
- (8) 一般廃棄物処理施設等の構造に関する事項
- (9) 一般廃棄物処理施設等の立地に関する事項
- (10) 処理後の廃棄物の処理方法（最終処分場にあつては、跡地利用方法）
- (11) 処理後の生成物の有効利用（活用）方法

2 事業計画書の添付書類

- (1) 一般廃棄物処理施設等の設置場所を示す地形図
- (2) 一般廃棄物処理施設等の付近の見取図及び公図
- (3) 一般廃棄物処理施設等への搬入経路を示す図
- (4) 一般廃棄物処理施設等の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- (5) 最終処分場にあつては、計画地全体の面積及び埋立ての面積の実測求積図並びに周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (6) 最終処分場であつて浸出液処理設備を設置する場合にあつては、当該設備の位置を示す図面、構造図及び処理工程図並びに設計計算書並びに埋立て中及び埋立て終了後の浸出液処理設備で処理された放流水の検査方法を明記した書類
- (7) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設等にあつては、処理工程図
- (8) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設等であつて保管施設を有する場合にあつては、その構造を示す図面
- (9) 資料4の環境調査の結果に関する書類

※産業廃棄物処理施設等に係る事前手続の事業計画書とこの要綱の規定による事業計画書を同時に提出する場合等においては、添付書類の一部又は全部を省略できるものとします。

住民説明会の開催対象となる地域及び住民

1 住民説明会の開催対象となる地域（関係地域）

- (1) 一般廃棄物処理施設等を設置する事業場の敷地（以下「計画地」といいます。）及びその隣接地
- (2) 計画地を含む自治会、町内会その他の町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」といいます。）の区域
- (3) 計画地の隣接地を含む自治会等の区域
- (4) 一般廃棄物処理施設等の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査において、一般廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境への影響が及ぶ範囲であると認められる地域

2 住民説明会の開催対象となる住民（関係住民）

- (1) 関係地域内に所在する事業所、学校等に通勤、通学等をする者
- (2) 関係地域内に所在する土地の土地所有者等
- (3) 一般廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第9項に規定する生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域（同法第2条第1項に規定する公共用水域をいいます。）において、水利権を有する者

事前手続の終了時期

	区 分	終了時期
1	一般廃棄物処理施設の設置及び法第9条第1項に規定する変更	申請をする時
2	処分業の用に供する施設の設置 (現に処分業の用に供する施設に該当しない施設が新たに処分業の用に供する施設に該当することとなる場合を除く。)	処分業の用に供する施設の建設に着手する時
3	処分業の用に供する施設の設置 (現に処分業の用に供する施設に該当しない施設が新たに処分業の用に供する施設に該当することとなる場合に限る。)	次に定める時 ア 当該施設の設備若しくは構造の変更又は位置の変更(以下「改修」といいます。)を行う場合にあつては、当該改修に着手する時 イ 当該施設の改修を行わない場合であつて、当該設置に係る法第7条第6項又は第7条の2第1項の許可の申請を行う場合にあつては当該申請を行う時、これらの申請を行わない場合にあつては当該施設が処分業の用に供する施設に該当することとなる変更を行う時
4	処分業の用に供する施設の変更	次に定める時 ア 当該施設の改修を行う場合にあつては、当該改修に着手する時 イ 当該施設の改修を行わない場合であつて、当該変更に係る法第7条の2第1項の許可の申請を行う場合にあつては当該申請を行う時、当該変更に係る同項の許可の申請を行わない場合にあつては当該変更を行う時